

# 大阪府万博推進本部設置要綱

## （目的）

第1条 2025年国際博覧会の成功に向けて、府施策の総合的推進を図るため、庁内関係部局による大阪府万博推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表(1)に掲げる本部員をもって組織する。

## （所管事項）

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 2025年国際博覧会の推進に関すること。
- (2) 2025年国際博覧会のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を踏まえた府施策の推進に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

## （会議）

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

## （幹事会）

第5条 本部に、幹事会を置き、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は、別表(2)に掲げるものをもって組織し、第3条に掲げる所管事項に関する連絡調整を行うものとする。
- 3 幹事会は、万博誘致推進室長が招集する。

## （専門部会）

第6条 本部に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員および開催に関し必要な事項は別に定める。

## （事務局）

第7条 本部の事務局は、万博誘致推進室に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。

副首都推進局長  
危機管理監  
政策企画部長  
総務部長  
財務部長  
府民文化部長  
I R 推進局長  
福祉部長  
健康医療部長  
商工労働部長  
環境農林水産部長  
都市整備部長  
住宅まちづくり部長  
会計管理者兼会計局長  
議会事務局長  
教育長  
監査委員事務局長  
人事委員会事務局長  
警察本部長

別表 ( 1 )

別表 ( 2 )

副首都推進局総務担当課長  
危機管理室防災企画課長  
青少年・地域安全室治安対策課長  
政策企画部政策企画総務課長  
政策企画部企画室計画課長  
総務部法務課長  
総務部市町村課長  
財務部財政課長  
府民文化部府民文化総務課長  
I R 推進局企画課長  
福祉部福祉総務課長  
健康医療部健康医療総務課長  
商工労働部商工労働総務課長  
環境農林水産部環境農林水産総務課長  
都市整備部都市整備総務課長  
住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長  
会計局会計総務課長  
議会事務局総務課長  
教育庁教育総務企画課長  
監査委員事務局監査第一課長

人事委員会事務局任用審査課長  
警察本部警務部警務課長